



鳥取県公報

平成14年7月9日(火)
号外第105号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例	鳥取県住民基本台帳法施行条例(42)(市町村振興課).....	5
	鳥取県立とっとり賀露かっこ館設置条例(43)(水産課).....	6
	鳥取県土地収用事業認定審議会条例(44)(管理課).....	6
	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(45)(職員課).....	7
	特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例 (46)(税務課).....	8
	鳥取県林業改良指導員資格試験条例の一部を改正する条例(47)(林政課).....	9
	鳥取県屋外広告物条例の一部を改正する条例(48)(都市計画課).....	10
	鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例(49)().....	15
	警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例及び交通巡視員に対する被服の 支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例(50)(警察本部警務課).....	15
	鳥取県政務調査費交付条例の一部を改正する条例(51)(議会事務局総務課).....	16
	貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例(52)(審査課).....	17
	鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例(53)().....	18

==== 公布された条例のあらまし ====

鳥取県住民基本台帳法施行条例

1 趣旨(第1条関係)

この条例は、住民基本台帳法(以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めることとした。

2 本人確認情報の保護に関する審議会(第2条関係)

(1) 法に規定する本人確認情報の保護に関する審議会は、鳥取県個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)とすることとした。

(2) 審議会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、法の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれらの事項に関して知事に建議することができることとした。

(3) 審議会は、(2)の事務を行うため必要があると認めるときは、関係職員その他の関係者に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができることとした。

3 国の機関等に対する本人確認情報の提供に係る手数料(第3条関係)

(1) 法に規定する情報提供手数料(以下「情報提供手数料」という。)を法に規定する指定情報処理機関(以下「指定情報処理機関」という。)にその収入として収受させる場合における当該情報提供手数料の額は、指定情報処理機関が行う本人確認情報の提供に要する費用を当該本人確認情報の提供の見込件数で除して得た額を基礎として指定情報処理機関が定めることとした。

(2) (1)の場合において、指定情報処理機関は、あらかじめ、情報提供手数料の額について知事の承認を受けなければならないこととした。

4 自己の本人確認情報の開示に係る費用負担（第4条関係）

法の規定により書面による本人確認情報の開示を受ける者は、当該書面の作成及び送付に要する費用を負担しなければならないこととした。

5 施行期日

この条例は、平成14年8月5日から施行することとした。

鳥取県立とっとり賀露かっこ館設置条例

1 鳥取県を代表する水産資源であるかにを中心とした多様な水生生物を展示してその生態等の紹介を行うとともに、これらの水生生物及び水産に関する体験学習の場を提供することにより、かにを中心とした水生生物及び水産の魅力を鳥取県の内外に発信し、もって鳥取県の観光及び水産の振興に資するため、鳥取県立とっとり賀露かっこ館を鳥取市に設置することとした。

2 この条例は、規則で定める日から施行することとした。

鳥取県土地収用事業認定審議会条例**1 趣旨（第1条関係）**

この条例は、土地収用法の規定に基づき、鳥取県土地収用事業認定審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることとした。

2 組織（第2条関係）

（1）審議会は、委員7人以内で組織することとした。

（2）委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命することとした。

3 任期（第3条関係）

（1）委員の任期は、3年とすることとした。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすることとした。

（2）委員は、再任されることができるとこととした。

4 会長（第4条関係）

（1）審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定めることとした。

（2）会長は、会務を総理し、審議会を代表することとした。

（3）会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理することとした。

5 会議（第5条関係）

（1）審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となることとした。

（2）審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができないこととした。

（3）審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとした。

（4）審議会の議事に直接の利害関係を有する委員は、その議事に加わることができないこととした。

6 専門委員（第6条関係）

（1）専門の事項を調査審議する必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができることとした。

（2）専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命することとした。

（3）専門委員は、当該専門の事項の調査が終わったときは、解任されることとした。

7 その他（第7条関係）

この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定めることとした。

8 施行期日

この条例は、公布の日又は土地収用法の一部を改正する法律の施行の日のいずれか遅い日から施行することとした。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 1 職員の昇給停止年齢を55歳（現行 56歳以上で人事委員会規則で定める年齢）とすることとした。（第4条関係）
- 2 一定年齢以上の職員の昇給に係る期間を12月から18月に延伸する措置を廃止することとした。（第4条関係）
- 3 施行期日等
 - （1）この条例は、公布の日から施行することとした。
 - （2）平成14年4月1日（以下「基準日」という。）前から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、基準日において53歳を超えているものの昇給については、なお従前の例によることとした。
 - （3）基準日前から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、基準日において50歳を超え53歳を超えていないものについては、55歳に達した日後も、1回に限り、昇給させることができることとした。ただし、55歳に達した日の翌日から昇給させることができる日までの間においてその職務の級又はその受ける給料月額に異動のあった職員で人事委員会規則で定めるものについては、この限りでないこととした。
 - （4）基準日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員のうち、任用の事情等を考慮して（2）又は（3）の本文に定める職員との権衡上必要があると認められる職員として人事委員会規則で定めるものの昇給については、（2）又は（3）の本文の適用を受ける職員の例によることとした。

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 1 企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税の対象となる設備投資の額の要件を2,500万円超（現行 低開発地域工業開発地区における設備投資の額の要件と同様）とすることとした。（第8条の2関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行し、改正後の特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の規定は、平成14年4月1日から適用することとした。

鳥取県林業改良指導員資格試験条例の一部を改正する条例

- 1 農林水産大臣の指定教育機関を卒業した者に係る林業改良指導員資格試験の受験資格を次のとおり改めることとした。（第4条関係）

改 正 後	現 行
（1）林業改良指導員の養成を目的とし、その入学資格が短期大学の卒業者又はこれと同等以上の学力を有する者であることとされている指定教育機関で、その修業年限が2年以上であるもの	卒業した者で国等における林業に関する職務に従事した期間が2年以上であるもの
（2）その入学資格が短期大学の卒業者又はこれと同等以上の学力を有する者であることとされている指定教育機関（（1）を除く。）	卒業した者で指定教育機関において修業した期間若しくは国等における林業に関する職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が2年以上であるもの
（3）（1）及び（2）以外の指定教育機関	卒業した者で国等における林業に関する職務に従事した期間が2年以上であるもの

- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

鳥取県屋外広告物条例の一部を改正する条例

- 1 自己の氏名、名称、店名、屋号若しくは商標、自己の事業若しくは営業の内容若しくは自己の居所若しくは事業所若しくは営業所の位置を表示するための広告物又はこれを掲出する物件（自己の居所又は事業所若しくは営業所に表示し、又は設置されるもので規則で定める基準に適合するものを除く。）のうち知事の許可を受けたものについては、広告物の表示等が禁止されている地域等においても、表示又は設置ができることとした。（第3条の2関係）
- 2 1の許可に係る許可の期間、許可条件の付与、変更許可の手続等を定めることとした。（第3条の2、第4条～第6条、第8条関係）
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 施行期日等
 - (1) この条例は、平成14年10月1日から施行することとした。
 - (2) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例について所要の改正を行うこととした。

鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例

- 1 鳥取県立米子駅前だんだん広場について、米子駅前開発株式会社への管理委託を廃止することとした。（別表第5関係）
- 2 この条例は、平成14年10月1日から施行することとした。

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例及び交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例

- 1 警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部改正
 - (1) 警察官に貸与する装備品の品目に識別章を追加するとともに、その員数を3とすることとした。（第4条関係）
 - (2) 警察官に貸与する手帳の名称を警察手帳に改めることとした。（第4条関係）
- 2 交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部改正
交通巡視員に貸与する装備品について、1と同様の改正を行うこととした。（別表第2関係）
- 3 この条例は、平成14年10月1日から施行することとした。

鳥取県政務調査費交付条例の一部を改正する条例

- 1 政務調査費の根拠規定について、所要の規定の整備を行うこととした。（第1条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

- 1 借受者が死亡したとき等に債務の全部又は一部を免除することができる育英奨学資金の対象に、経済的理由により大学に相当する外国の学校のうち教育委員会が認めるものへの修学が困難である者を加えることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

- 1 土地を収用し、又は使用することができる事業の用に供するための土地等の取得に際しての対償に関する紛争の仲裁に係る手数料の額を1件につき126,000円と定めることとした。（第2条関係）
- 2 土地等を収用し、又は使用することができる事業の認定に係る手数料の額を1件につき158,000円（現

行 120,000円)に引き上げることとした。(第2条関係)

- 3 この条例は、公布の日又は土地収用法の一部を改正する法律の施行の日のいずれか遅い日から施行することとした。

条 例

鳥取県住民基本台帳法施行条例をここに公布する。

平成14年7月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第42号

鳥取県住民基本台帳法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(本人確認情報の保護に関する審議会)

第2条 法第30条の9第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会は、鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)第37条第1項の規定により設置された鳥取県個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)とする。

2 審議会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、法第30条の5第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれらの事項に関して知事に建議することができる。

3 審議会は、前項の事務を行うため必要があると認めるときは、関係職員その他の関係者に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(国の機関等に対する本人確認情報の提供に係る手数料)

第3条 法第30条の10第4項の規定に基づき同項に規定する情報提供手数料(以下「情報提供手数料」という。)を同条第1項に規定する指定情報処理機関(以下「指定情報処理機関」という。)にその収入として収受させる場合における当該情報提供手数料の額は、指定情報処理機関が行う法第30条の7第3項の規定による本人確認情報の提供に要する費用を当該本人確認情報の提供の見込件数で除して得た額を基礎として指定情報処理機関が定める。

2 前項の場合において、指定情報処理機関は、あらかじめ、情報提供手数料の額について知事の承認を受けなければならない。

(自己の本人確認情報の開示に係る費用負担)

第4条 法第30条の37第2項の規定により書面による本人確認情報の開示を受ける者は、当該書面の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

附 則

この条例は、平成14年8月5日から施行する。

鳥取県立とっとり賀露かっこ館設置条例をここに公布する。

平成14年7月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第43号

鳥取県立とっとり賀露かっこ館設置条例

鳥取県を代表する水産資源であるかにを中心とした多様な水生生物を展示してその生態等の紹介を行うとともに、これらの水生生物及び水産に関する体験学習の場を提供することにより、かにを中心とした水生生物及び水産の魅力を鳥取県の内外に発信し、もって鳥取県の観光及び水産の振興に資するため、鳥取県立とっとり賀露かっこ館を鳥取市に設置する。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

鳥取県土地収用事業認定審議会条例をここに公布する。

平成14年7月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第44号

鳥取県土地収用事業認定審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、土地収用法(昭和26年法律第219号)第34条の7第2項の規定に基づき、同条第1項の規定に基づく鳥取県土地収用事業認定審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会の議事に直接の利害関係を有する委員は、その議事に加わることができない。

(専門委員)

第6条 専門の事項を調査審議する必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項の調査が終わったときは、解任されるものとする。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日又は土地収用法の一部を改正する法律(平成13年法律第103号)の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年7月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第45号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(昇給等の基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 職員が現に受けている号給を受けるに至った時から、12月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、1号給上位の号給に昇給させることができる。ただし、第3項又は第4項の規定により号給が決定された場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、人事委員会規則の定めるところにより、当該期間を短縮することができる。</p> <p>7及び8 略</p> <p>9 55歳を超える職員は、第6項、第7項及び前項ただし書の規定にかかわらず、昇給しない。ただし、当該職員で勤務成績が特に良好であるものについては、人事委員会規則の定めるところにより、昇給させることができる。</p> <p>10及び11 略</p>	<p>(昇給等の基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 職員が現に受けている号給を受けるに至った時から、12月(56歳以上の職員のうち人事委員会規則で定める年齢を超える職員にあっては、18月)を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、1号給上位の号給に昇給させることができる。ただし、第3項又は第4項の規定により号給が決定された場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、人事委員会規則の定めるところにより、当該期間を短縮することができる。</p> <p>7及び8 略</p> <p>9 56歳以上の職員のうち人事委員会規則で定める年齢を超える職員は、第6項、第7項及び前項ただし書の規定にかかわらず、昇給しない。ただし、当該職員で勤務成績が特に良好であるものについては、人事委員会規則の定めるところにより、昇給させることができる。</p> <p>10及び11 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成14年4月1日(以下「基準日」という。)前から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、基準日において53歳を超えているものの昇給については、なお従前の例による。

3 基準日前から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、基準日において50歳を超え53歳を超えていないものについては、55歳に達した日後も、1回に限り、改正後の職員の給与に関する条例第4条第6項の規定による昇給をさせることができる。ただし、55歳に達した日の翌日からこの項の規定による昇給をさせることができる日までの間においてその属する職務の級又はその受ける給料月額に異動のあった職員で人事委員会規則で定めるものについては、この限りでない。

4 基準日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員のうち、任用の事情等を考慮して第2項又は前項本文に定める職員との権衡上必要があると認められる職員として人事委員会規則で定めるものの昇給については、第2項又は前項本文の規定の適用を受ける職員の例による。

(人事委員会規則への委任)

5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年7月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第46号

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例(平成12年鳥取県条例第61号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税) 第8条の2 対象事業の用に供する一の設備(ガスの製造又は発電に係る設備を含む。)で、これを構成する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)の取得価額の合計額が2,500万円を超えるもの(以下この条において「対象設備」という。)を新設し、又は増設した者に対しては、対象設備に係る対象事業の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得(第2条から前条までの規定の適用を受ける取得を除き、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税の税率は、県税条</p>	<p>(企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税) 第8条の2 対象事業の用に供する一の設備(ガスの製造又は発電に係る設備を含む。)で、租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第6条の5第2項に定める規模(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第1項の表の第1号の第1欄に掲げる地区において事業の用に供する設備に係るものに限る。)であるもの(以下この条において「対象設備」という。)を新設し、又は増設した者に対しては、対象設備に係る対象事業の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得(第2条から前条までの規定の適用を受ける取得を除き、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地</p>

<p>例第79条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。</p> <p>2 略</p>	<p>の取得に限る。)に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。</p> <p>2 略</p>
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の規定は、平成14年 4月 1日から適用する。

鳥取県林業改良指導員資格試験条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年 7月 9日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第47号

鳥取県林業改良指導員資格試験条例の一部を改正する条例

鳥取県林業改良指導員資格試験条例（昭和33年鳥取県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動号等」という。）に対応する同表の改正後の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動後号等」という。）が存在する場合には、当該移動号等を当該移動後号等とし、移動号等に対応する移動後号等が存在しない場合には、当該移動号等（以下「削除号等」という。）を削り、移動後号等に対応する移動号等が存在しない場合には、当該移動後号等（以下「追加号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（受験資格）</p> <p>第4条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ受けることができない。</p> <p>（1）学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（同法第69条の2に規定する短期大学（以下「短期大学」という。）を除く。）又は森林法施行令（昭和26年政令第276号）第10条の規定により農林水産大臣の指定する教育機関（以下「指定教育機関」という。）のうち林業改良指導員の養成を目的とし、その入学資格が短期大学の卒業生若しくはこれと同等以上の学力を有する者であることとされているもので、その修業年限が2年以上であるものにおいて林業に関する正規の課程を修めて卒業した者又は試験の実施期日から起算して1年以内に卒業する見込みの者</p> <p>（2）指定教育機関のうちその入学資格が短期大学の卒業生又はこれと同等以上の学力を有する者である</p>	<p>（受験資格）</p> <p>第4条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ受けることができない。</p> <p>（1）学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（同法第69条の2に規定する短期大学（以下「短期大学」という。）を除く。）において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者又は試験の実施期日から起算して1年以内に卒業する見込みの者</p>

こととされているもの(前号に規定するものを除く。)
において林業に関する正規の課程を修めて卒業した
者で、当該指定教育機関において修業した期間若し
くはア若しくはイの職務に従事した期間又はこれら
の期間を通算した期間が試験の実施期日までに2年
以上に達するもの

ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の
林業に関する試験研究機関又は学校教育法による
高等学校その他これらと同等以上の教育機関にお
ける林業に関する試験研究又は教育

イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体に
おける林業に関する技術についての普及又は指導

(3) 短期大学又は指定教育機関(前2号に規定する
ものを除く。)において林業に関する正規の課程を
修めて卒業した者で、前号ア若しくはイの職務に従
事した期間又はこれらの期間を通算した期間が試験
の実施期日までに2年以上に達するもの

(4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学
校を卒業した者又は大学入学資格検定規程(昭和26
年文部省令第13号)による検定に合格した者で、卒
業又は検定合格後第2号ア若しくはイの職務に従事
した期間又はこれらの期間を通算した期間が試験の
実施期日までに6年以上に達するもの

(5) 前各号に掲げる者と同等又はそれ以上の学歴及
び経験を有すると知事が認めたる者

(2) 短期大学又は昭和33年農林省告示第125号(森
林法施行令に基づき農林水産大臣の指定する試験研
究機関及び教育機関を指定する件)による農林水産
大臣が指定する教育機関において林業に関する正規
の課程を修めて卒業した者で、卒業後試験の実施期
日までに、次のア若しくはイの職務に従事した期間
又はこれらの期間を通算した期間が2年以上に達す
るもの

ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の
林業に関する試験研究機関又は学校教育法による
高等学校その他これと同等以上の教育機関におけ
る林業に関する試験研究又は教育

イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体に
おける林業に関する技術についての普及又は指導

(3) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学
校を卒業した者又は大学入学資格検定規程(昭和26
年文部省令第13号)による検定に合格した者で、卒
業又は検定合格後試験の実施期日までに、前号ア若
しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を
通算した期間が6年以上に達するもの

(4) 前3号に掲げる者と同等又はそれ以上の学歴及
び経験を有すると知事が認めたる者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年7月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第48号

鳥取県屋外広告物条例の一部を改正する条例

鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条（以下「削除条」という。）を削り、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 広告物等についての規制（第2条 - 第10条）</p> <p>第2章の2 屋外広告業の届出等（第10条の2 - 第10条の5）</p> <p>第3章～第5章 略</p> <p>附則</p> <p>（制限）</p> <p>第3条 次に掲げる地域又は場所において広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>（適用の除外）</p> <p>第3条の2 次に掲げる広告物又は広告物を掲出する物件については、前2条の規定は、適用しない。</p> <p>（1）法令の規定により表示し、又は設置されるもの</p> <p>（2）公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他の法律の定めるところにより行う選挙運動のために表示し、又は設置されるもの</p> <p>（3）前2号に掲げるもののほか、公益上、慣例上その他の理由によりやむを得ないと認められるもので規則で定めるもの</p> <p>2 次に掲げる広告物又は広告物を掲出する物件については、第2条第1項及び前条の規定は、適用しない。</p> <p>（1）自己の氏名、名称、店名、屋号若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の居所又は事業所若しくは営業所に表示し、又は設置されるもので規則で定める基準に適合するもの</p> <p>（2）自己の管理する土地に管理上の必要に基づき表示し、又は設置されるもので規則で定める基準に適合するもの</p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 広告物等についての規制（第2条 - 第10条の2）</p> <p>第2章の2 屋外広告業の届出等（第10条の3 - 第10条の6）</p> <p>第3章～第5章 略</p> <p>附則</p> <p>（制限）</p> <p>第3条 次の各号に掲げる地域又は場所において広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置しようとする者は、規則で定める手続に従い、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>2及び3 略</p>

(3) はり紙又ははり札で規則で定める基準に適合するもの

(4) 一時的又は仮設的なもので規則で定める基準に適合するもの

(5) 前各号に掲げるものに準ずるもので規則で定めるもの

3 自己の氏名、名称、店名、屋号若しくは商標、自己の事業若しくは営業の内容若しくは自己の居所若しくは事業所若しくは営業所の位置を表示するための広告物又はこれを掲出する物件（前項第1号に掲げるものを除く。）のうち知事の許可を受けたものについては、第2条第1項の規定は、適用しない。

4 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

(許可の内容の変更)

第4条 第3条第1項又は前条第3項の規定により許可を受けた者は、広告物の表示場所又は形状、色彩、意匠その他表示の方法を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。広告物を掲出する物件の設置場所又は設置方法を変更しようとするときもまた同様とする。

2 第3条第3項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

(許可の基準)

第5条 第3条第1項、第3条の2第3項及び前条第1項の許可の基準は、規則で定める。

(許可証票のちょう付)

第6条 第3条第1項、第3条の2第3項又は第4条第1項の規定により許可を受けた者は、当該広告物又は広告物を掲出する物件に、知事が交付する許可証票をちょう付しなければならない。ただし、知事が許可の表示をしたものについては、この限りでない。

(除却義務)

第7条の3 広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置する者は、この条例の規定による許可の期間が満了したとき、若しくは第9条の2の規定により許可が取り消されたとき、又は広告物の表示若しくは広告物を掲出する物件の設置が必要でなくなったときは、遅滞なく、当該広告物又は広告物を掲出する物件を除却しなければならない。第10条に規定する期間が経過した場合も、同様とする。

2 この条例の規定による許可に係る広告物又は広告物を掲出する物件を除却した者は、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(許可の内容の変更)

第4条 前条第1項の規定により許可を受けた者は、広告物の表示場所又は形状、色彩、意匠その他表示の方法を変更しようとするときは、規則で定める手続に従い、知事の許可を受けなければならない。広告物を掲出する物件の設置場所又は設置方法を変更しようとするときもまた同様とする。

2 前条第3項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

(許可の基準)

第5条 第3条第1項及び前条第1項の許可の基準は、規則で定める。

(許可証票のちょう付)

第6条 第3条第1項又は第4条第1項の規定により許可を受けた者は、当該広告物又は広告物を掲出する物件に、知事が交付する許可証票をちょう付しなければならない。ただし、規則で定めるところにより知事が許可の表示をしたものについては、この限りでない。

(除却義務)

第7条の3 広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置する者は、この条例の規定による許可の期間が満了したとき、若しくは第9条の2の規定により許可が取り消されたとき、又は広告物の表示若しくは広告物を掲出する物件の設置が必要でなくなったときは、遅滞なく、当該広告物又は広告物を掲出する物件を除却しなければならない。第10条の2に規定する期間が経過した場合も、同様とする。

2 この条例の規定による許可に係る広告物又は広告物を掲出する物件を除却した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(違反等に対する措置)

第8条 知事は、第2条、第3条第1項、第4条第1項若しくは前条第1項の規定若しくは第3条第3項(第3条の2第4項又は第4条第2項において準用する場合を含む。第9条の2において同じ。)の規定により許可に付した条件(以下この項において「条件」という。)に違反した広告物を表示し、若しくはこれらの規定若しくは条件に違反した広告物を掲出する物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの除却を命ずることができる。

2 略

(経過措置)

第10条 略

(屋外広告業の届出)

第10条の2 屋外広告業を営もうとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(1)~(3) 略

(違反等に対する措置)

第8条 知事は、第2条、第3条第1項、第4条第1項若しくは前条第1項の規定若しくは第3条第3項(第4条第2項において準用する場合を含む。第9条の2において同じ。)の規定により許可に付した条件(以下この項において「条件」という。)に違反した広告物を表示し、若しくはこれらの規定若しくは条件に違反した広告物を掲出する物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの除却を命ずることができる。

2 略

(適用の除外)

第10条 次の各号に掲げる広告物又は広告物を掲出する物件については、第2条及び第3条の規定は、適用しない。

- (1) 法令の規定により表示し、又は設置されるもの
- (2) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)その他の法律の定めるところにより行う選挙運動のために表示し、又は設置されるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公益上、慣例上その他の理由によりやむを得ないと認められるもので規則で定めるもの

2 次の各号に掲げる広告物又は広告物を掲出する物件については、第2条第1項及び第3条の規定は、適用しない。

- (1) 自己の氏名、名称、店名、屋号若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の居所又は事業所若しくは営業所に表示し、又は設置されるもので規則で定める基準に適合するもの
- (2) 自己の管理する土地に管理上の必要に基づき表示し、又は設置されるもので規則で定める基準に適合するもの
- (3) はり紙又ははり札で規則で定める基準に適合するもの
- (4) 一時的又は仮設的なもので規則で定める基準に適合するもの
- (5) 前各号に掲げるものに準ずるもので規則で定めるもの

(経過措置)

第10条の2 略

(屋外広告業の届出)

第10条の3 屋外広告業を営もうとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(1)~(3) 略

(4) 第10条の4第1項に規定する講習会修了者等の氏名及びその所属する営業所の名称

(5) 略

2 略

(講習会)

第10条の3 略

(講習会修了者等の設置)

第10条の4 略

(指導、助言及び勧告)

第10条の5 略

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)~(4) 略

(5) 第10条の2第1項の規定による届出をしないで屋外広告業を営んだ者

(6) 第10条の2第2項の規定による届出をせず、又は同条第1項若しくは第2項の規定による届出について、虚偽の届出をした者

(7) 第10条の4第2項の規定による命令に違反した者

(4) 第10条の5第1項に規定する講習会修了者等の氏名及びその所属する営業所の名称

(5) 略

2 略

(講習会)

第10条の4 略

(講習会修了者等の設置)

第10条の5 略

(指導、助言及び勧告)

第10条の6 略

第18条 次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)~(4) 略

(5) 第10条の3第1項の規定による届出をしないで屋外広告業を営んだ者

(6) 第10条の3第2項の規定による届出をせず、又は同条第1項若しくは第2項の規定による届出について、虚偽の届出をした者

(7) 第10条の5第2項の規定による命令に違反した者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

2 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
事	務	市町村等	事	務	市町村等
1~34 略			1~34 略		
35	鳥取県屋外広告物条例に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第3条第1項及び第3条の2第3項の規定による広告物の表示等の許可 (2)~(7) 略	各市町村	35	鳥取県屋外広告物条例に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第3条第1項の規定による広告物の表示等の許可 (2)~(7) 略	各市町村
35の2~48 略			35の2~48 略		

鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年7月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第49号

鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例

鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後		改 正 前	
別表第5（第11条関係）		別表第5（第11条関係）	
名 称	委 託 先	名 称	委 託 先
略		略	
鳥取県立東郷湖 羽合臨海公園	財団法人鳥取県観光事業団	鳥取県立東郷湖 羽合臨海公園	財団法人鳥取県観光事業団
		鳥取県立米子駅 前だんだん広場	米子駅前開発株式会社

附 則

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例及び交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年7月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第50号

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例及び交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例

（警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部改正）

第1条 警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例（昭和29年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(貸与する装備品等)</p> <p>第4条 警察官に貸与する装備品の品目は次のとおりとし、その員数は各1(階級章及び識別章については、各3)とする。ただし、警視以上の階級にある警察官その他勤務の性質により必要がない者に対しては、その一部を貸与しないことができる。</p> <p>階 級 章 識 別 章 警 察 手 帳 手 錠 警 笛 警 棒 け ん 銃 帯 革 けん銃つりひも</p>	<p>(貸与する装備品等)</p> <p>第4条 警察官に貸与する装備品の品目は次のとおりとし、その員数は各1(階級章について、3)とする。ただし、警視以上の階級にある警察官その他勤務の性質により必要がない者に対しては、その一部を貸与しないことができる。</p> <p>階 級 章 手 帳 手 錠 警 笛 警 棒 け ん 銃 帯 革 けん銃つりひも</p>

(交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部改正)

第2条 交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例(昭和46年鳥取県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																		
<p>別表第2(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">員 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">交 通 巡 視 員 章</td> <td style="text-align: center;">3 個</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">識 別 章</td> <td style="text-align: center;">3 個</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">警 察 手 帳</td> <td style="text-align: center;">1 冊</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	品 目	員 数	交 通 巡 視 員 章	3 個	識 別 章	3 個	警 察 手 帳	1 冊	略		<p>別表第2(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">員 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">交 通 巡 視 員 章</td> <td style="text-align: center;">3 個</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">交 通 巡 視 員 手 帳</td> <td style="text-align: center;">1 冊</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	品 目	員 数	交 通 巡 視 員 章	3 個	交 通 巡 視 員 手 帳	1 冊	略	
品 目	員 数																		
交 通 巡 視 員 章	3 個																		
識 別 章	3 個																		
警 察 手 帳	1 冊																		
略																			
品 目	員 数																		
交 通 巡 視 員 章	3 個																		
交 通 巡 視 員 手 帳	1 冊																		
略																			

附 則

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

鳥取県政務調査費交付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年7月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第51号

鳥取県政務調査費交付条例の一部を改正する条例

鳥取県政務調査費交付条例（平成13年鳥取県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第13項及び第14項の規定に基づき、政務調査費の交付に関し必要な事項を定め、鳥取県議会の審議能力の強化を図ることを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項及び第13項の規定に基づき、政務調査費の交付に関し必要な事項を定め、鳥取県議会の審議能力の強化を図ることを目的とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年 7月 9日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第52号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																								
<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸付金の種類</th> <th>免除の条件</th> <th>免除の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>育英奨学資金</td> <td>借受者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなくなったと認められるとき（保証人が貸付金を償還することができると認められる場合を除く。）</td> <td>債務の全部又は一部</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲	略			育英奨学資金	借受者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなくなったと認められるとき（保証人が貸付金を償還することができると認められる場合を除く。）	債務の全部又は一部	略			<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸付金の種類</th> <th>免除の条件</th> <th>免除の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>育英奨学資金</td> <td>借受者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなくなったと認められるとき（保証人が貸付金を償還することができると認められる場合を除く。）</td> <td>債務の全部又は一部</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲	略			育英奨学資金	借受者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなくなったと認められるとき（保証人が貸付金を償還することができると認められる場合を除く。）	債務の全部又は一部	略		
貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲																							
略																									
育英奨学資金	借受者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなくなったと認められるとき（保証人が貸付金を償還することができると認められる場合を除く。）	債務の全部又は一部																							
略																									
貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲																							
略																									
育英奨学資金	借受者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなくなったと認められるとき（保証人が貸付金を償還することができると認められる場合を除く。）	債務の全部又は一部																							
略																									

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年7月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第53号

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>（1）～（272）略</p> <p><u>（272の2）</u> 土地収用法第15条の7第1項の規定に基づく紛争の仲裁 1件につき126,000円</p> <p>（273）土地収用法第17条第2項（同法第138条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく事業の認定 1件につき158,000円</p> <p>（274）～（323）略</p> <p>2 略</p>	<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>（1）～（272）略</p> <p>（273）土地収用法第17条第2項（同法第138条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく事業の認定 1件につき120,000円</p> <p>（274）～（323）略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日又は土地収用法の一部を改正する法律（平成13年法律第103号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。